

平成 2 7 年度第 2 回総合教育会議会議録

日時：平成 2 7 年 5 月 1 5 日（金）

午後 2 時 4 5 分開会

場所：市本庁舎 4 階 庁議室

出席者	津市長	前 葉 泰 幸
	津市教育委員会	委員長 坪 井 守
		委 員 庄 山 昭 子
		委 員 松 本 昭 彦
		委 員 滝 澤 多佳子
		教育長 石 川 博 之

教育次長 定刻になりましたので、前葉市長から「第2回津市総合教育会議」の開会のご挨拶をお願いいたします。

市長 それでは、ただ今より、第2回津市総合教育会議を開催いたします。

教育次長 ありがとうございます。本日の総合教育会議は、1時間の予定でございます。事項書のとおり本日の協議調整事項は、「小中学校教室のエアコン設置について」と「旧明村役場庁舎の保存活用について」の2件でございます。それでは早速、協議調整事項、「(1) 小中学校教室のエアコン設置について」に入りたいと思います。それでは、市長、どうぞよろしくお願いいたします。

市長 それでは、「小中学校教室のエアコンの設置について」を今日は、私の方から提案をさせていただき、総合教育会議でのご協議をお願いしたいと思います。この件につきましては市議会でエアコン設置をすべきという方向でのご議論が比較的多かったと言いますか、いくつかそういう質問も出てきております。私自身はこれまで特別教室、図書室でありますとか、保健室でありますとか、パソコン室でありますとか、そのような部屋へのエアコンの設置、幼稚園の遊戯室への設置を進めながら、これは課題として受け止めてきてまいりました。今回、市長選挙に向けての公約の中でエアコンを普通教室に設置をするということで公約も出させていただきましたので、そういう考え方の下、私としては早急に小中学校の普通教室へのエアコンの設置を進めたいという考え方でおりますので、その点について、教育委員会の皆さんのご意見、ご所見などをお伺いできればというように思います。

もう少し具体的に申し上げますと、いくつか考えていかなければならない点がございまして、一つは27年度に計画をしてきた図書室でありますとか、特別の部屋への設置がほぼ完了いたしますので、そこを受けて28年度ということについては、当然、政策協議のうえで、普通教室へのエアコン設置を始めなければならないというように私は思っているのですが、そのタイミングにおいては、財政的にしっかりとした分析をしたうえで、当然、設置経費もそうですし、ランニングコストもそうなんです、そのようなことをしたうえで、あるいは技術的な革新もいろいろあるようでして、電気・ガス様々な動力での空気の冷やし方、暖め方のあり方を十分に研究したうえで考え方を整理していかなければと思っていますが、それはそれで、まず、皆様方、教育委員会で、現場を含めてですが、捉えておられるご意見ですとか、あるいはお声だとか、そういうことをまず総合教育会議でお聞かせいただいたうえで、当面、どのように進めるのかを考えていきたいと思っています。それからもう一つは議会までに

少し考え方を整理する必要があると思っていますが、この議会、6月議会が始まるまでに、今年、手掛けていく増改築などもございますので、これをどのようにしていくのかということについて、しっかりとした整理をしなければいけないというように思っています。基本的には、大きな方向性としては進めるということでもありますから、それをどのように私どもとして踏み出していくのかというところについて、あわせて考えていければという状況でございます。

しかしながら、まずは総合教育会議でのご意見等について聞かせていただいたうえで、私もこれは最終的に教育委員会と協調してやらせていただきたいというように思っております。よろしくお願いします。

教育次長 ありがとうございます。それではご意見はいかがでしょうか。

委員長 私自身、教育現場とか教育行政に携わってきまして、エアコンの普通教室への導入というのは、時代の要請かなと、ずっと思っておりました。ただし、多額の財源を必要としますので教育委員会だけで直ぐというようなものではないという課題と言うか、大きなものがあります。今回、4月1日に総合教育会議ができましたので、教育委員会ではできない部分のお話も市長とできるというか、施設整備もですね、そういう意味では今回、いいチャンスかなという気持ちで今日、臨ませていただいているのが私の気持ちです。どちらかというと、エアコン導入の理由はいろいろあると思いますが、私自身一番感じているのは、教育委員会の大きな課題は、今、学力の向上だと思います。それは、他市とか他県とか比べる以前の問題として、教育に携わる者、教育行政に携わる者、やはり津市の子どもの学力向上を図るのは当然のことだな、責務ぐらいであるというように考えているわけです。そのような意味では、まずは学校が授業改善を図るなどいろいろ工夫をしていただき、頑張ってください必要があると思うのですが、今のこの時代、快適な学習環境というのはやはり必要ではないか。子ども達にとって、意欲とか集中力を持たす意味からも涼しい環境の中で、夏なんかはやはり取り組むべきだというように思います。そのような学校で努力すべきいろいろな授業改善と、一方で学習の環境を整えていくという行政サイドでの支援というのが、一体化することで、より津市の子どもの学力が伸びていくのではと思うし、そうしなければならないというぐらいの気持ちであります。それがまず一点です。それから二点目では私の子どもたちには考えられなかったような花粉症とかPM2.5とか、そういった言葉自体が今までなかったわけですが、子ども達の健康面からの空調設備は、時代の要請であるというように感じがします。そのような意味では、私達は家庭では殆どエアコンに慣れていますし、交通機関でもエアコン、病院とか図書館とかの公

共施設、あらゆるところで体がエアコンの涼しさに慣れてしまっていると思うのです。ところが私も学校に勤務していたときに、学校へ来ると急に暑くなって、体が、体感が覚えていたのが馴染まないという、大人でも違和感を感じましたので、そのあたり子どもも今はそのように感じているのではというような感じがしますので、是非、教育委員会としてはそういう導入の方向に、前から私も思っていたのでこういう総合教育会議で協議をさせていただける機会に進めていただきたいというように考えております。まずは口火を切らせていただきました。

教育次長　ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

庄山委員　エアコンにつきまして、私の意見も導入、大賛成でございますが、一般の方々とお話をさせていただきますと、今の60歳前後であるとか、50歳以上の方々は、日本の精神主義のようなものがあって、子どもたちをそんな快適な環境に、夏は涼しく、冬は暖かくという快適な環境の中で、たくましい子どもが育つのかというような意見があります。昔はもっと鍛えられて辛抱して強い精神ができたのだというご意見があるのですが、私が過去に、大分前になりますが、現場におりました時には、先生たちは、特別教室は、あるいは職員室はエアコンが設置されていて、快適な環境になっているわけですが、子ども達の教室は何もない。ある時期、たとえ10分でも20分でも涼しいところへ逃げられて、避難して、そしてまた暑いところで授業をするというそういうようなことがあれば、それに耐えられるのですが、子どもは一日中、学校へ来たら、ずっと暑いところで辛抱している、それはもう仕方がないこと、エアコンを設置いただくなんて無理な話であると思っていましたので、エアコンが欲しいなと思っていながらも、なにも余り大きな声を出さずに過ごしてきたわけですが、教師あるいは校長会などのいろいろな集まりでエアコンがあるといいなというようなことを当時から随分、話をしておりました。その一般の方々のたくましい子ども、精神主義的な考え方もむやみやたらに暖かく、涼しくするのではなくて、ある程度の規制的なものをきちんと考えたうえで、使用したらいいのではというようなことを思いますので、是非、エアコンの普通教室への導入をしていただければ嬉しいなということを私は思っています。

教育次長　ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

滝澤委員　同じような意見なのですが、やはり教育委員会としては、学力向上ということがやはり委員長も言われたとおり責務であるというところがござい

まして、そのための一助となる有効な手段ではないかと、環境整備と言うのは。勉強というのは集中しないと身に入らないものなんですね。暑いとか、花粉症で身体的に非常に苦痛であるとか、そのようなことがあると学習にも入りこめない部分があるのでないかと。そういうところは行政サイドで少しでも改善できれば、もう少し子ども達が授業に集中できるのではないかと思います。複雑な要素はありますが、それが引いては学力向上につながっていく一つの力になるのではないかとこのように思っています。会計士、税理士の立場からは、財政的なところが非常に気にかかるところもあるのですが、早急に進めようとするとな莫大な設置費用がかかりますし、その後、ランニングコストも経常的に必要になってきますので、先ほど市長も言われましたように、資金面、技術面で何を使えば一番省エネで効果が上がるのかという技術的な面で、良くご研究いただくということでございますので、それをしっかりまとめていただいたうえで、教育のために津市のお金を使っていただくというのは、非常に良いことではないかなというように思っております。行政サイドで子ども達のために何ができるのかということは、いろいろあると思いますが、その一つであるというように認識していますので是非、導入の方でお考えいただきたいと思っています。

教育次長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

松本委員 私も入れていただけると本当にありがたいことだなというように思います。さっきからお話が出ていますように、学習環境、子ども達が勉強する場として、ある程度の涼しさは、学習にも良い影響を与えるのだらうなというように考えています。そのような面もあるのですが、合わせて言うと、教室というのは先生方の働く、労働する職場でもありますので、労働法制の中でも28度というのが数字で目安として出されていると思いますので、普通教室であっても、そういう温度に設定できるようなものができると、子どもたちにもですけど、先生方にもありがたいというような気がします。後、これは本当に思い付きなんですけど、先ほどからランニングコストのお話がありますが、例えば太陽光パネルを併せて入れていくようなことがあると、使う方と電気を作る方と両方あって、それを学校の中でパネルに数字みないに出せると環境教育みたいなことに繋がるのかなと思います。エアコン設置に合わせて、そういう学習というか、教育というところにも、もしかしたら繋げられるかなという気がしてまして、入れていただけるといろんな面でいい効果があるんじゃないかと思っています。

教育長 事務局を預かるものとして、簡単ではございますが、データのものをご紹介させていただきます。気温でございますけど、7、8、9の3か月の平均最高気温は、昭和40年が28.8度で平成22年は31.3度に上昇しており、30度を超えております。平成22年の最も気温の高い日は37.9度ございました。教室なんですけど、これは去年1年間いろいろデータを採ったところ、気温に比べて、平均的には約1.5度、4階など高いところの教室では、約7度教室内の気温は高くなります。8月は授業がございませんが、7月と9月で28度を超えるという日は29日間ございます。これに加えて、夏休みの補習授業が中学校では100%、小学校では80%ぐらいは行われており、もう少し影響が出てくるのかなと思います。また27年度の3月末に出た統計では、一般世帯のエアコン設置率については、ついに90%を超えまして、91.2%でございます。先ほど、委員長の方からもございましたが、熱中症でございますが、統計上は、22年度から爆発的に増えてきているのですが、年齢が小さいほど、室内で熱中症が発生する確率が高くなっております。幼児になりますと30数%が室内、小学校になりますと10%ぐらいは室内で発生してしまいますので、夏だけに限ると非常に健康面から考えると大きいことでございます。また、平成15年に建築基準法が改正されまして、これは何かといいますとシックハウスの関係でシックスクールが非常に問題になりました。学校現場でもシックスクールの関係で16年度以降どういうことが起こったかといいますと、特に問題は教室内の換気でございます。16年度から26年度に向けて、全国的には、普通教室にエアコンを設置した市というのは5倍に増えております。夏場だけではなくてですね、冬場の教室の中で子ども達の学習効率を確保するために換気が重要で、文科省が求めているのは、1時間に小学校で2.2回以上、中学校で3回以上とかあるんですけども、寒い教室で、1時間に何回も窓を開けるということはなかなか難しい。ところがインフルエンザが流行るとどうしても開けざるを得ない。具体的には、統計データによりますと、つま先の表面温度と首から上の表面温度とは、実は教室内では10度程異なります。これをですね、冬場に少し暖房機能を活用しながら空気の換気を行う。これが、シックスクールやいろんなインフルエンザもそうなんでございますが、子どもの健康上や学習効率上、非常に重要だという結果が出ているところなんです。若干、データのなところをご紹介させていただきました。

教育次長 ありがとうございます。市長お願いします。

市長 ありがとうございました。それぞれ5人の委員さんからご意見を伺ったわけなんですけど、ちょっと教育長に現場の声を聞かせていただきたいと思います。

ます。学校現場ですね、もと現場に居られた坪井、庄山両委員、あるいは最近の現場も声も含めて少しお話になったと思いますが、教育長として、現場の教職員の声、まあ、子ども達の声までは届いているかどうかはあれなんですけど、どう捉えているのかということ。もう一つは、財政的なところで今後判断をする必要があるわけですが、ザックリどれくらい掛って、それへの支援策というものはどういうものがあるのか。私も、この総合教育会議での意見を基に、また財政当局との協議を当然私もする必要がありますので、そのあたりをお聞かせいただきたい。

教育長 まず、現場の教員でございますが、年代層によってずいぶんとらえ方が違います。たとえば仮に40を前後にするとしたら、若い教員というのは、だいたいみなさん付けてほしいという方が多いです。我々と同じように、50を超えていらっしゃる教員の中には、少しですね、子どもが夏に健康に丈夫に育つために、元気にした方が良いんだという声が若干ございまして、で、具体的に学校でどうなんだと申しますと、全て特別教室を見ますと、気温とか風の状況によっては、エアコンが付いていても、それをつけない日があるということでございますが、先ほど言いましたように37.9度とかですね、非常に耐えられない高温になる時には、エアコンを使うという形にはなりますが、現場としてはそういうふうなことでございます。

それと経費の件なんです、全校に付けると、エアコンで一番問題になってくるのはキュービクルと言いますか受電設備をですね、これもあわせて改修しなければいけない、これを含めてですね、約28億から30億ぐらいの金額がいるのではないかとこのふうにとらえております。もうひとつ維持管理なんです、これが1億4～5千万はかかるだろうというふうには踏んでおりますが、実はですね先ほど市長からありましたどういう設備にするかによってずいぶん金額が変わってきます。で、簡便的に見ますと、たとえば10個の教室のクーラーを一つの室外機で受けるようなタイプというのは、電気代がものすごく安くなります。ところが、それをしてしまいますと逆に今度、児童数が変わった時に移設というのがなかなか難しくなるので、どっちが効率的かということ、これをこれから十分議論をする必要があると思います。あの、エアコン自体のですね、費用については年々下がってきておりますので、もうひとつ、財源でございますが、当然、大規模とか新・増設のときは、国の補助金とか、あるいは地方債の関係とがあるわけでございますが、単年度でこれだけをやろうとするときは、どれだけの財源が一番効果的かということ、ちょっとこれから調べてみないと検討しないと明言できない状況です。財源については以上です。

教育次長 はい、その他いかがでしょうか。坪井委員長。

委員長 ちょっと話が離れるかもしれませんが、今の子どもたちの学校施設の利用という観点でお話をしますと、やっぱりコミュニティスクールとかの流れの中で、また地域の方々が学校というものを、どんどんこれからは活用していただく、むしろ学校が地域の中核的な役割を担う上でもですね、夏休みというのは非常に子どもたちが来ない部分もあるかもしれませんが、そういった夏休みや冬休みも含めて地域の人たちが快適な環境の中で使っていただくというのも、一つの方法だろうと思います。学力にこだわるかもしれませんが、夏休み、補習をこれからやってもらう意味でもですね、先生や子どもたちにとっても、夏休みが非常に学校が活用しやすくなってくるのではないのかなあと、そういう利点がかなりあるんじゃないかなあと、それが1点。それから極端な考えで話変わっちゃうんですけど、これ、もし導入をしていくとなるとですね、年度ごとに待っていく学校とかも出てくると思うんで、こういうものというのは、一気に何かにどーんと一気に津市の中でやれると理想的なのになあという感じが、どの子にも平等にですね、その辺が課題として、私にはちょっと詳しいことが分からないので申し訳ないのですが。

教育長 実は学習効率と、教室の空気環境の関係ですが、温度もそうなんですけど、やっぱり空気環境としてですね、換気機能というのが一番大きいウエイトがあります。先ほど申し上げましたように、平成15年以降にどうなったかと申しますと、16年以降にですね、非常にたくさんの調査が行われるということで、かなり各種の調査が行われていますので、一概に細かい話は言いませんけども、簡単な小テストをいろいろな条件でやった場合、どれくらい学習効率が上がったかというのとですね、だいたい5%から9%くらい学習効率が上がったというデータがございます。また、シミュレーションでは、特に冬場なんですけど、1度気温が変わるとどれくらい学力に影響があるかという調査データをですね、先ほど申しあげました枠に近い範囲内で結果が出ています。エアコンの設置なんですけど、県内では伊勢市さんが2、3年くらいでされてみえるようですが、ちょっと極端な例なんですけど、京都市は単年度で2500教室全部を付けられたという感じです。津市の場合は概ね教室数は、普通教室は660くらいなんですけど、これについてはいろんな条件が重なってまいりますので、十分に精査していかななくてはならないかなあと思っています。

教育次長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

市長 今回の教育委員会の皆さんのご意見も十分踏まえさせていただいて、まずは27年度工事のかかる学校についてですね、どんなふうにしていくかということをはっきりとしたいというふうに思います。これは、それぞれの設計の段階で、エアコンを装備するとすればこういう設計、逆に外すことももちろんその設計から外していくこともできるわけなんですけども、エアコンを付けない設計を作ったから、絶対に付けられませんよという形にはしないようにしてありますので、この後、きちんと判断すればいいというふうに理解しており、今日の協議の結果を踏まえて、きちんと判断をしていきたいというふうに思います。それから、今後の話の中で、是非、引き続き学校現場の声、特に40歳までの人はいいって言ってるけど、50歳以上の人はないとか、庄山委員が言われたように精神主義に対してむやみやたらと涼しくするのでなくてという、そういう感じで現場の声なりがまとまる、考えてみれば校長って全部50歳代やで、校長みんなが反対しとるのかなあとかね。そんなことはないんでしょうが、そういう感じもあるんで、そのあたりは是非みなさんの学校の意見の共通項みたいなところをきちっと聞かしていただいて、その方向でということをやりたいと思います。委員長言われた優先順位のところもそうでしょうしねえ。なかなかこれ、あちらを立てればこちらが立たずみたいなことになって、とっても難しい話なんですけど、しかしながら、だいたい概ねこんな感じかなあというご意見のところで、やっていく必要があるのかなあと思っていますので、ぜひ引き続き教育委員会がそのあたり、現場の声を聞かしていただければなあと思います。

教育長 大事なのは、設定温度をどうするのかという問題が非常に大事なんですが、現在もですね、たとえば中学校で一番怖いのが、クラブとか大会がたくさん行われているのですが、ここで気分が悪くなった子どもが休む部屋が、なかなかエアコンがという問題がありますので、そのところを十分にこれから設定温度の問題も含めて考えたいと思います。それともう一点、全体にかかる経費の問題とか、維持管理のコストの面もですね、もう少し詳細にこちらとしても分析をしてですね、物理面もしっかりと議論できるような状態にして、引き続き検討の中に情報としてお出しできればなあと思っています。

教育次長 ありがとうございます。それでは最初の項を終わらせていただいて、次に行かせていただいてよろしいでしょうか。それではこれより協議調整事項の(2)旧明村役場庁舎の保存活用について入らせていただきたいと思います。

教育長 それでは、旧明村役場庁舎の件につきましては、合併以降の課題でございますので、事務局を担う私の方からですね、経過とですね、教育委員会の考え方を説明したいと思います。まず経過でございますが、旧明村役場というのは、大正５年に建設をされた木造の建築物です。昭和３１年には芸濃町になりましたので、明支所として活用がなされました。その後、昭和４２年にはですね、芸濃町の連絡所として活用がなされました。４６年には資料館として存続がされてきてまして、平成１７年、合併を機に、旧の芸濃町の方では解体を決定されたわけでございますけど、合併以降での時間的な制約によりまして、解体は未実施のままで新市になったわけでございます。そこで、合併した新市といたしましては、大正初期の木造の公用施設ということもございまして、登録有形文化財に登録したという経過がございます。その後、当初、旧の芸濃町時代に解体すると決められたもの、それに対しまして、登録有形文化財の登録というふうな経過もございます。昨年、着任させていただいてからですね、改めて地域のみなさんと保存活用のあり方についてずいぶんとお声を聞かせていただきました。１年間のそういう声を聞く中でですね、教育委員会といたしましては、大正時代の木造の公用建築物、そういう価値が非常に高く、登録文化財としてぜひとも保存活用を図っていききたいと、その考え方として建築物というのは建物として活用されることが本来の姿でございますので、活用することによって社会的な意義が高まって、初めて文化財の本来の姿というふうにとらえたいと考えております。そこで、整備の方法でございますけど、我々教育委員会といたしましては、隣接する小学校が非常に通学路が狭隘でございまして、警報時の保護者のお迎えの引き渡しに、大きな交通的な課題が生じておりますので、これをぜひともあわせて解消したい、もう一点、当然、道が狭いものですから地域における災害時等の緊急車両、この進入を同時に確保したい、それともう一点、村役場として行政機能の中心として役割を果たしてきた、そういう地勢的な歴史から、高齢化が進展しておりますので、高齢化の進展に対応した、たとえば「いきいきサロン」等の機能、それからもう一つは明小学校には学童保育がございませんけど、学童保育の補完的に子どもたちが利用できるような居場所という、そういう機能を確保しながら、また、ふるさとガイド会というのがございまして、地域活動をいろいろと明それから近隣の街道筋の文化財の御説明をお願いしているのですが、そういった活動の拠点的な機能、こういったものを確保しながら、現在は駐車場が全くございませんが、それも確保するという形で総合的に勘案して、ぜひとも最終的には登録文化財として、これを保存し活用を図っていききたいというふうに考えているところでございまして、今後、そういう方向で、いろんな予算協議とか具体的な話を進めていけたらなと考えております。以上です。

教育次長 ありがとうございます。それでは、御意見はいかがでしょうか。
市長。

市長 それでは、この件については、今の教育委員会のお話に対して、私の考え方を申し述べますと、まずは、この市長選挙において公約では、これは何とかしますということです。旧明村役場庁舎を整理しますというような書き方をしました。それは、あのまま放っておくわけにはいかないということで、何とかしますという意味です。何とかするということは、何とかせないかんということなんですけれど、何故、何とかせないかんと思ったかと言うと、もちろん庁舎自体がちょっと傷みがきていて、外からいうとちょっとなんというか、位置的にこの窓を塞いであるようなところですか、特に出っ張りというか、バルコニーのようなところが崩れてはいけないというので、なんとかつなぎ止めてあるようなそういう状態で、それ自体が安全ではないなというふうに感じておりますのと、それと、私が地域の方と対話をしますと、やっぱり今、教育長が触れられた、子ども達の通学路の所で、入っていく所がきゅっと狭くなっている所を車も通るといふ、相当危ないということなどを聞いていますので、これは何とかせないかんだらうなということです。で、しからばこの4年間、一期目の前葉市政において何もしなかったことについては理由があるんです。それは地域の皆さんのお声と、教育委員会というか、文化財を保存する立場の声がなかなかちょっとあまりシンクロナイズしてないような気がしていました。地域の方は、まあ、あの、多分おそらくそれは、17年に解体すると地域も苦しい判断をされたが故にだと思ふんですけれど、解体をするということが決まっていたのに、津市になって急に、何か文化財として価値があるので、登録されたということで、地域の皆さんがなんとなくで、次に津市はどういう手を打つのというような、ちょっと津市の出方を見ておられるような、そんな感じになっていたということです。しからば、津市が手を打つのか、市長が打つのかという、これは文化財の話なので、文化財で一旦登録前に解体を決めた、これもまあ役所としての決定、教育委員会、芸濃町の教育委員会が当然絡んでいた決定を、ある種覆す形で文化財として登録するという決定を津市教育委員会がなされた以上は、やっぱり文化財としてどうするんだということをですね、まず、教育委員会に出してもらわないと、前に進まないんじゃないかとそういうふうに思っていました。したがって私は、何とかしますという前提として、これは登録有形文化財に登録した以上、それを外してもう一回解体をするのか、それとも、登録をしたままであれば、今のままの状態は良くないので、保存活用計画をつくるようなんですけれど、それをつくって保存活用をしていくのかということですね、地域の皆さんにも納得していただくというか、そやそや、そ

ういうことでええやないかというふうに、少なくとも言っていたけるような形でまとめていただく、これは申し訳ないんですが、文化財を所管される教育委員会として、そこまで責任を持ってやっていただきたいという思いでございまして、そこまでやってくださるのであれば、予算をですね、保存利活用計画の予算を6月補正予算に盛り込んでいくということにさせていただきたいという、そういう思いです。以上です。

教育次長 ありがとうございます。はい。お願いします。

教育長 実は、文化財の保存というのは、基本的には、施設の場合はその場所にそのまま残すというふうなそういう固定概念で進めてきたわけですが、その中でも、登録文化財というのは少しゆるい保存でございしますので、私どもとして、先程言いました通学路の確保、緊急自動車の進入路の確保、それから、高齢化あるいは子ども達の居場所としての機能の活用というのをですね、セットで考えた場合に今の現存の場所から少し曳家、ずるずると曳く曳家で移転をすることについて、実は文化庁にも事前にですね問い合わせをいたしました。で、登録文化財ですから、原形をそのままとどめて、移設することもオッケーです。この案によりまして、駐車場も確保できる、子ども達の通学路も広くできる、それから、登録文化財としての環境も保存もできるということが分かってまいりましたので、その案を中心に、私どもから地域の皆さんに御提案をさせていただいて、そういう方向で今、検討しています。そういうような条件が整いましたので、教育委員会としては、予算の要求については、できるところまでということところです。

市長 その点は、膨大なお金がかかるのであれば、曳家というのは、事実的に可能であっても、なかなか乗りにくい案だと思いますけどね。

教育長 はい。曳家の方が実は、現存の場所でそのままそのちゃんと保存するより、実は曳家の方が経費としては若干安くできるというのは、これもその、専門業者にですね確認をした結果分かってきたことです。で、曳家の登録についてはですね、実は、これは国庫補助の対象にもなりますし、地方債の対象にもなるしということが分かってきました。というのは、曳家をすると同時に活用するという面でいくと、今は、耐震という問題が出てきます。国の方も文化財の耐震には非常に今日を開いてくれているというのがわかりましたので、非常に高い率の、2分の1の補助が一応その対象になるということが分かりましたので、それに向けて調整はしていきたいというふうに思います。

教育次長 はい。ありがとうございます。その他に御意見いかがでしょうか。

庄山委員 庄山です。私もですね、この旧明村役場に関しては、教育委員にならせていただいてから初めて知ったことなんですけれども、いろいろ様々に教育委員会でも意見が出ておりますけれども、地域からこれを何としてでも保存してほしい、これはこういうふうにしてもらったら使えるんだという、普通は地域から盛り上がってきて、でも市が、教育委員会が仕方がないので、それじゃあ、というのが、まあ普通の形かなと思うんですけど、何だかそれが全然なくて、どうかなというふうに思ったんですけど、それは、平成17年に先程もおっしゃったような解体の決定をして、それからまた文化財として登録して、しかもその登録をしてからも長い期間があいたというので、もう地域の人達が、もうどうしてくれるのかという、何か白けた、白けたという言葉は悪いんですけども、そのような目で見えていらっしゃるのかなという思いでございます。しかしもともと振り返ってみますと、大正5年に随分立派な建物として建てられて、文化的な価値が非常にあるというような専門家の御意見も聞かれますので、ここはやはり津市として保存しておくべきではないかなと。そして、先程教育長が言われました様に、この後、小学校のためにも価値がある、それから、地域のためにも今後いろんなことに使えるような建物にしていくということは、教育委員会として、そして我々の責務だなというふうに思いますので。しかし、非常にお金がかかる、予算が必要なようでございますけど、是非このような方向で、保存活用をしていきたいというようなことを思っています。

教育次長 はい。ありがとうございました。坪井委員長。

委員長 私も庄山委員と重なるところがあるんですけども、平成18年のところで、非常に教育委員会が出した方針が、これがやはりきちんと精査しないまま、ずるずると来たことの総括を、教育委員会そのものがしていないところが、非常に反省として今回のことを受けて、私自身非常に思っております。ただここまで来た以上は、津市としての貴重な財産として、やはり有効活用していくという方向に切り替えて、やはり地域の人には盛り上がらないというのは、そういう教育委員会の一面というか、残した課題もあると思いますので、その辺はもう一度これからは地域の人々の意見を吸い取るという活動を、もっとどんどんしていく必要があると思いますし、保存したらもういいよというものではなくて、それをどう活用していくかという、先のことまで考えながら、我々知恵を出し合ってやっていきたいなというふうに考えていますので、是非こういう形でやっていただけたらなと考えます。

教育次長 はい。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。滝澤委員。

滝澤委員 ちょっと違う意見かもしれませんが、最初の旧明村役場の登録有形文化財として保存というのは、そのままの形でそこに残すんだと、素人ですので、はじめ聞いた時にはそういうふうにして、中を触っちゃいけないんだというふうに思っていたんですけども、もし、その中を触らず、曳家でもオッケーだったら、少し位置を変えるだけで、中を触らずに、それも歴史的価値があるということで残せば、何かすごく貴重な文化財として認定されるという話があるということを聞いたことがあるんですけども、もしそうなるのですね、それこそ観光の拠点ですね、津市にはこういうものがあるということで、よそから人が来た時に、津市には何か観光名所があるのかと言われた時に、ここですとなかなか言うものがないものですから、そういう古い物が日本で本当に有数な建物として残すということができれば、津市の観光名所として活用ができる可能性があるんじゃないかなあと、最初考えていたんです。だけど、まあ財政的な面もありますし、ただ、それをそのまま残すというのは、非常にまあ贅沢なことでもあるものですから、地域で活用できるのであれば、それも一理あるというふうに私は考えまして、みなさん、努力の結果でここまで話をまとめられておりますので、有効活用という面でみれば、この案の方が有効活用できるというふうに考えております。ただ、もし、財政的にも、あるいは地域のご理解を得て、あるいはもっといい方策でですね、現状のまま残して、対象の公的な建物として、たとえば日本で有数のものとして残すことができるんやったら、ものすごい価値があるんじゃないかなっていうふうに考えていますので、まあどっちかちょっと揺れるところなんですけど、より有効的というんやったら、有効活用というんやったら、この案かな、っていうふうにも考えておりますので、内心ではちょっと、揺れるところがございます。

教育長 よろしいですか。まさにその、委員がおっしゃる議論はですね、ずいぶんと長く、これまではしてきました。というのは、文化財だけを主語に捉えた場合っていうと、そのまま、中も一切触らずに保存。そうすると、バリアフリーもないですし、カウンターは高いし階段は高いしで、利用が一切できないっていうところなんですけど、もともとその役場として使われていたという、地勢学的にですね、地域の皆さんの声を全部聞いた訳でございますが、やっぱり地域のその中心的な場所として、色んなものに活用したいという声がずいぶんとございます。ただし、この活用をですね、前面に出していくというところまでは、まあ難しいっていうのがありますので、緩い活用の仕方の中でですね、建物の本来持っていた機能としては、活用というような方向で考えたいなということですね、ずいぶんとまあ地域の中では議論をしてきたところで。それ

と、もう一点、まあ、盛り上がらん話なんですけど、実はですね、芸濃総合文化センターっていうところにですね、実は資料館がある。で、資料館がそちらに行ったおかげで、中会議室が現在使えない状態なんです。で、これは明地区だけではなくて芸濃地区全部では、やはりその中会議室が地域に欲しいっていう声がございますので、今回整備がですね、もし仮に整えば、2階にですね、一部、文化財を、明に2階にある文化財を少しこちらに展示をすることにして、芸濃文化センターの方にですね、中会議室をなんとか確保できないかなあというふうなことがございまして、芸濃町の地域審議会では、この議論はですね、毎回のようによ望としてまあ、挙がっていた状況でございます。おっしゃるように、10年という長い年月のためにですね、少しその声がついていうことはありますけども、まあ、教育委員会の考えとしてですね、そういう方でまとめていきたいというところでございます。

教育次長 はい、その他いかがでしょうか。松本委員。

松本委員 はい。先ほどからお話でその活用っていうことで言いますと、まあ子どもたちが放課後いられる場所づくりっていうことと、それからお年寄り、年配の方が来られるっていうことで、それが別々じゃなくて、一緒になんかこう遊べるような場にもしここがなれば、かなり核家族が地方でも住んでいると思うんですけども、その中で、年齢的に全然違う方と接する交流ができるっていう場になれるかなと。まあ、もしかしたらその中で寺子屋的な機能ももしかしたら持つことができるかなとか考えますと、色んな活用の仕方がもしかしたらできるかなということで、曳き家にさせていただいて、なるべく色んな活用ができるといいなあというふうに思っております。

教育次長 市長お願いします。

市長 ありがとうございます。ちょっと滝澤委員のおっしゃったことにちょっと乗っかるような話になるんですけど、やっぱり文化財としての価値を、ありのままの姿できちっと、もっとこういうもんなんだという説明を、それこそそちらの権限であり責任でもある部分で、教育委員会にして欲しいこと、次に期待します。それは、やっぱり保存利活用計画を別に作ってもらうということであれば、その保存利活用計画の中で、もっとアピールしてもらってもいいと思うんですけど、今、滝澤委員がおっしゃったように、じゃあこのまま中を変えずに、曳家もせずに保存した場合、日本で有数の価値のあるようなものだ、ということであれば、そういうものとして、やっぱり保存していくということが、

教育委員会の主張すべきことだと思うし、そうじゃないんだけど、登録したので壊さないようにしながら、まあ外観を守るってよくありますよね、こういう建築物の場合は。中身は全部活用しちゃおうという、日本でもそういう結構あります。で、そういう形にするのであれば、そういうものとしてやるんです、と。で、財政負担はこれぐらいです、と。で、活用する場合にはこういうふうに活用します、というふうなですね、明快なメッセージと、それを自信を持って説明してくれないと、こんだけ時間掛かっているものであって、こんだけ、要するに、まあなんて言うんですか、経緯が重なってしまったものである以上、原点に帰るしかないと思うんですよね。で、原点って何かって言うと、地域の方がどう思うか、とか言うことよりも、文化財としての価値だと思うんですよ。で、そこをもう少しクリアにしていきたいというのを、強くここは希望しておきます。

教育長 はい。まあ、現地にですね、現存のままの文化財として残そうとする場合にはですね、現段階では財源はほとんど取れませんので、なかなかそれは難しいところ。まあそういう財源のことも含めてですね、しっかりそこんところ整理をいたしたいというふうに思います。

市長 あの、すいません。登録有形文化財に登録した時に、どういう、このものの価値を持って、そうしたのか、ましてや前年、芸濃町が解体すると決めていたものを登録したというのは、それは大きな責任と、それこそぶれない自信を持ってやったんでしょうから。そのものを、もうそれは今は変わりましたって言うんやったら、変わったって言わないかんし、変わってないんだったら、もっとその時に登録した責任者の気持ちに立って、今の教育委員会がやってくれないと、なかなか地域の方々も理解しにくかった。まあ、一期目の市長も迷った、というのは、それは申し訳ないけど、原点はそちらにあると、原点というか元の事柄を作ったのは教育委員会だという気持ちで私はおりますので、そこんところは、引き続きここはちょっと、私はピシッと見ていきますので、たぶん保存利活用計画は作ってもらうことになるんだというふうに最終決めると思いますが、その際、そこんところをあんまりフワフワとした形でやって欲しくないですね。よろしくお願いします。

教育長 はい、まあしっかりとそこんところはですね、やっていきたいというふうに思います。

教育次長 はい、他にご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、この項終わらせていただいて、それでは2のその他でございませうども、事務局の方からはございませんが、各委員の皆さまから、何かございませうでしょうか。

市長 いいですか。その、会議の持ち方のところなんですけう、今回はですけう、まあ、次の議会に出していく予算なんかも含めて、この段階で、ちょっと私の方も、こういう形でさせていただくのがいいと思て、ご提案をした訳で、余所の総合教育会議ではこんなふうなやり方は多分していない、年に一回やりませうとかいうふうにアンケートに答えているところがあるけうで、やてないんですけう、まあ、もし、教育委員会さんの方のご賛同もいただけるのであれば、こういう形で、なるべく、まず、この教育委員会と市長の間で、ちゃんとオープンにして話できるけうに、これからもしていきたいというふうには私と思ておりますので、まあ、また別のやり方がええやん、というご意見があてたら、また教えていただければと思います。

教育長 全国のですね、大綱のですね、つくりを中心にですけう、原案についてその協議ていうのは多いかと思けうですけうども、こういうふうにはその、一個ずつのコンテンツごとにですけう、こういうふうには直接協議ができるていうのは、ぜひこういうスタイルはですけう、続けていけたらなというふうには、我々としても考えるところでは。

教育次長 それでは他、よろしいでしょうか。

はい、それでは、これをもちまして、本日の事項はすべて終了いたしました。前葉市長から、閉会のご挨拶をお願いします。

市長 ではこれをもちまして、平成27年度第2回津市総合教育会議を終了いたします。みなさまありがとうございます。